

高齢者虐待防止に向けた取組の推進について

令和6年3月

高齢福祉課

高齢者虐待防止に向けた取組の推進について

1 高齢者虐待防止法に基づく対応について

平成 18 年 4 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、高齢者虐待の防止等、高齢者の権利擁護に関する対応を行うことが重要です。

1)用語の定義

(1)高齢者とは

高齢者を「65歳以上の者」と定義している。(第 2 条 1 項)

(2)養介護施設従事者等とは

高齢者虐待防止法では高齢者虐待を①養護者によるもの、②養介護施設従事者等によるものと、行為者により分けています。

①養護者(第 2 条 2 項)

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、具体的には高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

②養介護施設従事者等(第 2 条 5 項)

老人福祉法及び介護保険法に定める「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員を指し、具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護サービス事業等に従事する者とされています。

2)高齢者虐待の類型(第2条5項)

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

① 高齢者虐待の防止等のための措置(第20条)

- ・養介護施設従事者等の研修の実施
- ・サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理体制の整備
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置

② 高齢者虐待に係る通報等(第21条)

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(通報の努力ではなく、通報義務があります)

《 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談窓口 》

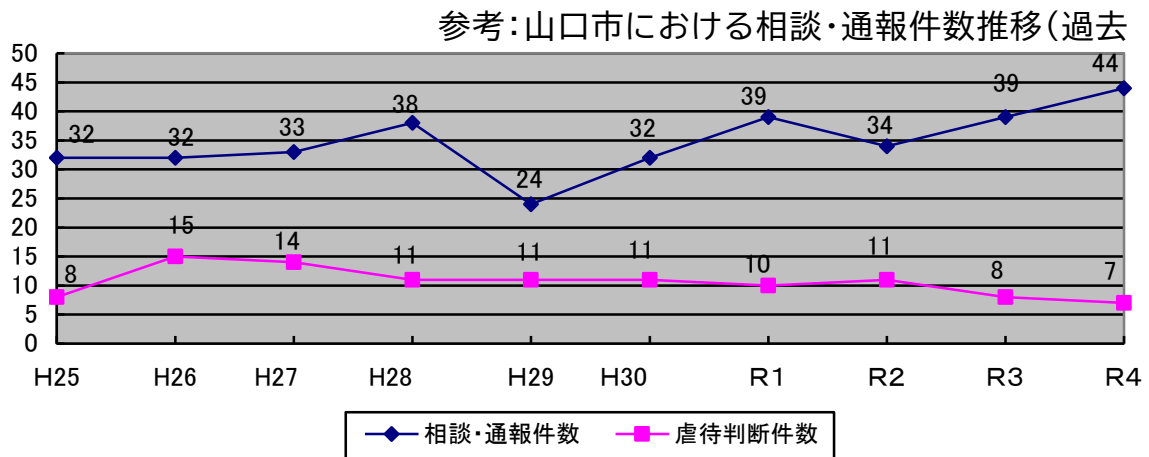
- 相談窓口: 山口市基幹型地域包括支援センター
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
- 電話: 083-934-2758
- FAX: 083-934-2647
- Eメール: hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp

※通報者に関する情報は守秘義務によって守られます。よって通報者名が知られることはありません。また、要介護施設従事者が通報を行った場合、内部からの通報であることが分からないよう配慮したうえで調査を行います。

2 山口市における高齢者虐待の現状及び対応状況

1) 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数

区分		H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談・通報件数		32	39	34	39	44
虐待と判断した件数		11	10	11	8	7
※重複あり 虐待の種類	身体的虐待	10	7	9	8	5
	介護等の放棄・放任	2	3	1	0	2
	心理的虐待	2	1	2	0	0
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	1	1	1	1	0



2) 通報(届出)の状況(複数回答)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報(届出)件数		34	39	44
通報経路	介護サービス関係者	10	13	20
	行政機関	0	2	0
	医療機関	1	0	2
	警察	19	23	21
	民生委員	1	1	0
	高齢者本人	0	0	0
	虐待者本人	0	0	0
	家族・親族	2	0	0
	住民・知人	1	0	1
	その他	0	0	0

3) 対応状況(複数回答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
やむをえない事由による措置や契約による分離	1	2	1
緊急一時保護	2	0	1
医療機関への一時入院	1	0	3
養護者に対する助言指導	2	3	2
養護者自身の負担軽減のためのサービス利用	2	0	0
プランを見直し、介護サービスの継続、増加利用	1	1	3
関係者による見守りなど	1	2	2
その他	0	0	0

4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数

区分		H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談・通報件数		1	0	1	2	4
虐待と判断した件数		0	0	0	0	1
※重複あり 虐待の種類	身体的虐待					0
	介護等の放棄・放任					1
	心理的虐待					1
	性的虐待					0
	経済的虐待					0

3 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(抜粋)

1) 養護者による高齢者虐待の具体的内容と発生要因

虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

虐待の発生要因(複数回答、主なものを抜粋)

		割合(%)
虐待者側の要因	介護疲れ・介護ストレス	54.2%
	理解力の不足や低下	47.9%
	知識や情報の不足	47.7%
	精神状態が安定していない	47.0%
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	46.5%
被虐待者の状況	認知症の症状	56.6%
	身体的自立度の低さ	44.9%
	障害・疾病	35.8%
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能低下	31.1%
家庭要因	経済的困窮・債務(経済的問題)	33.4%
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	32.8%
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	22.9%

2) 養介護施設従事者による高齢者虐待の具体的内容と発生要因

虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	高齢者の利益にならない強制による行為、代替え方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
	「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
	高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
	必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
	高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的・侮辱的な発言、態度
	高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
	高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
	羞恥心の喚起
	心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること
	高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要
	着服・窃盗
	無断流用

虐待の発生要因(複数回答)

内容	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	23.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	22.5%
倫理観や理念の欠如	17.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9.9%
その他	3.5%

4 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

(厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』より抜粋)

1) 省令改正

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました(経過措置が令和6年3月31日で終了となります)。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従業者に対する、虐待防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を定める

2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組みが重要です。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- ①基準省令等により、頻度・対象等を含め実施が明確に求められている研修の実施
(高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化など)
- ②認知症介護その他の介護技術等、サービス提供に必要な研修実施、OJTの充実
- ③山口県や山口市等が開催する高齢者虐待防止研修等への積極的な参加
- ④職員のストレスやハラスメント対策、負担軽減やより良い職場づくりに関する研修等の実施

3) 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。こうした事案が発生した場合に、職員等が気づき、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

4) 苦情処理体制

養介護施設等は、苦情がサービスの質を向上するための重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、適切な苦情処理の取り組みの実施が求められます。

5)組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の(外部)研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査と活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰するのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。